

令和5年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和5年3月高浜市議会定例会は、令和5年2月22日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸報告) |
| 日程第3 | 施政方針 |
| 日程第4 | 教育行政方針 |
| 日程第5 | 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 議案第2号 指定金融機関の指定について |
| | 議案第3号 高浜市公契約条例の制定について |
| | 議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について |
| | 議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について |
| | 議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について |
| | 議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| | 議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について |
| | 議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について |
| | 議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定について |
| | 議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正について |
| | 議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第16号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第13回） |

- 議案第17号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第18号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）
- 議案第19号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第2回）
- 議案第20号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）
- 議案第21号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 議案第22号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第8 議案第23号 令和5年度高浜市一般会計予算
- 議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算
- 議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算
- 日程第9 報告第1号 令和5年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第2号 令和5年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 日程第10 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	荒川 義孝	2番	神谷 直子
3番	杉浦 康憲	4番	杉浦 浩一
5番	岡田 公作	6番	柴田 耕一
7番	長谷川 広昌	8番	黒川 美克
9番	柳沢 英希	10番	杉浦 辰夫
11番	北川 広人	12番	鈴木 勝彦
13番	今原 ゆかり	14番	小嶋 克文
15番	内藤 とし子	16番	倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡 初浩

副市長	深谷直弘
教育長	岡本竜生
企画部長	木村忠好
秘書人事グループリーダー	神谷義直
総務部長	杉浦崇臣
行政グループリーダー	久世直子
市民部長	岡島正明
市民窓口グループリーダー	芝田啓二
福祉部長	磯村和志
こども未来部長	磯村順司
都市政策部長	杉浦義人
土木グループリーダー	清水洋己
都市計画グループリーダー	島口靖
上下水道グループリーダー	石川良彦
会計管理者	桑原希代子
学校経営グループリーダー	内藤克己

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	竹内正夫
副主幹	神谷直子
主査	杉浦幸宏

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに御多忙なところ御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会には、令和5年度予算案及び令和4年度補正予算案のほか、同意、条例の制定や一部改正などいずれも重要な案件が提出されております。議会といたしましても、これらの諸案件に対し十分なる審議を尽くし、市民の要望する諸施策を市政に反映すべく努力いたしたいと存じます。

また、議員任期4年の最後の定例会となります。議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。

よって、令和5年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者数は減少の傾向を見せており、県内においては第8波が収束の局面に入ってきたとの見解が示されています。医療従事者の皆様に感謝を申し上げるとともに、市民の皆様におかれましては、小まめな換気、手洗い、うがい等の基本的な感染防止により第8波の完全収束に向けて引き続き御協力をお願いいたします。

先月、3年ぶりに高浜シティマラソンが開催をされました。感染症対策として、参加者を市内在住、在勤者に絞っての開催でしたが、約1,000人が高浜のまちを駆け抜ける光景は、高浜の冬の風物詩が戻ってきたと印象づけるものとなりました。関係者の皆様におかれましては、円滑な大会運営に御尽力をいただき、感謝を申し上げます。

現在、将棋の八大タイトル戦の1つである王将戦の七番勝負が行われています。愛知県出身で史上最年少の五冠を達成した藤井聡太王将に対し、史上初の永世七冠資格保持者である羽生善治九段が挑む今回の王将戦は、将棋の愛好家のみならず、多くの方が注目しているのではないのでしょうか。将棋の世界においても、分析、研究にAIを用いることが浸透しています。時としてAIは、人間が考えつかないような発想で従来の定跡を覆すため、棋士はAIを新たな視点を与えてくれるものとして、棋力の向上に活用しているとのこと。

第7次高浜市総合計画の策定においても、従来とは異なる視点として、AIを用いてシミュレーションされた未来の高浜市の姿が活用されました。第7次高浜市総合計画は、いよいよ来年度からスタートをいたします。主要施策につきましては、施政方針の中で後ほど申し上げますが、計画期間の初年度として「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」の実現に向けて邁進する所存でございますので、皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意1件、議案29件及び報告2件の計32件をお願いするものでござ

います。詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時5分開議

○議長（鈴木勝彦） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、5番、岡田公作議員、6番、柴田耕一議員を指名いたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、杉浦辰夫議員。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○議会運営委員長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日招集されました令和5年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、令和4年12月14日及び2月15日に委員全員出席の下に議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は、本日より3月23日までの30日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきまして、本日は同意第1号を即決で行い、議案第2号から議

案第30号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

2月28日及び3月1日の2日間は一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月2日については、議案第16号から議案第22号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第2号から議案第15号まで及び議案第23号から議案第30号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第23号から議案第30号までの令和5年度当初予算関係議案を付託します。総務建設委員会については、議案第2号から議案第5号までの4議案を付託、福祉文教委員会については、議案第6号から議案第15号までの10議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

各常任委員会及び予算特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので御了承をいただきますようお願いいたします。

次に、議員派遣について、取扱いを検討しました結果、本日、議長発議により議決を願うことに決定いたしました。

また、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策として、さきにお知らせいたしました3月定例会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る議会の対応についてのとおり取り扱うこととしましたので、御報告いたします。

この3月定例会が円滑に進行できますよう各段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月23日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの30日間と決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

本日までに請願2件、陳情書1件が提出され、これを受理いたしました。請願及び陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時御覧願いたいと思います。

報告事項は以上であります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第3 施政方針を行います。

市長の施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 初めに、「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」。これは本市がこれからの10年間で目指していく姿、この4月からスタートをする第7次高浜市総合計画の将来都市像であります。

振り返りますと、平成21年9月に私が高浜市長に就任し、早々に着手したのが、第6次高浜市総合計画の策定でございました。多くの市民の皆様と行政が一緒になって作り上げた将来都市像は「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」でした。

高浜市は、住んでいる人、事業を営んでいる人や活動している人など、様々な人たちの営みによって成り立っています。そうした人たちを1つの家族、すなわち「大家族」と見立て、みんなで力を合わせて高浜市をつくり上げていく、そんな想いが込められた将来都市像でした。

そんな未来を目指し、走り続けてきた12年間の終わり、さらなる10年後の目指す姿、将来都市像を前回同様、市民の皆様と一緒に考えてまいりました。導き出された答えは、これまで積み重ねてきた人と人とのつながりや想い、そんな大家族としての絆をこの先もずっとつないでいくことで幸せを感じていただける、そんなあたたかいまちにしていきたいというものでございました。

私たちが歩んできた道は間違っていなかったと感じるとともに、高浜市総合計画審議会の最後に答申をいただき、受け取った計画書は非常に重く感じました。それは計画書に、将来に向けた多くの市民の皆様のお想い、期待が詰まっていたからだと思っております。

しかしながら、新たな未来へ向けた門出は、希望と不安が入り混じるものと考えております。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響、国際情勢の緊迫化による原油価格や物価の高騰など、社会を取り巻く環境は大変厳しく、カーボンニュートラルなど持続可能な社会を形成していくためのSDGsへの対応やデジタル化の促進、こども家庭庁創設に伴う対応など、社会の変化は速く、今後も新たな対応を求められる状況が続いていくものと思っております。

そうした状況下ではありますが、昨年12月に開催されたサッカーワールドカップカタール大会において、日本代表は「新しい景色を見に行く」という言葉を合言葉に、優勝候補であるドイツ、スペインに勝利し、グループリーグを突破しました。さらに、日本代表は、これまで経験したことのない新しい景色であるベスト8以上への進出を目指し、決勝トーナメントにおいても果敢に挑み続ける姿は、我々に多くの感動を与えてくれました。

本市もサッカー日本代表と同じように、経験したことがないような状況の中でも、しっかりと

目標を見据え、これまで積み上げてきたことを生かし、大家族たかしま丸となって取り組んでいくことで、目指すべき新しい景色にたどり着けるものと思っております。

その目指すべき姿への「道しるべ」となる第7次高浜市総合計画を市民の皆様と一緒に着実に推進をしております。この計画の推進が、SDGsの世界共通の17の目標に向けて、市民の皆様と一緒に持続可能な社会を目指すことにもつながるものであります。

令和5年度は、第7次高浜市総合計画の計画期間の初年度となります。その当初予算の編成については、限られた財源を有効に活用し、将来を見据えた安定的で持続可能な財政基盤を構築するためのアプローチを変えるチャンスであると捉えました。

これまで、事業をつくり上げてきた経緯や想いは尊重しつつも、固定概念にとらわれず、視野・視点・視座を変えながら目指したい未来を実現するため、令和5年度当初予算を「第7次高浜市総合計画スタート予算」と位置づけ、総合計画の策定にも用いたバックキャストの考え方を念頭に編成をいたしました。

この予算編成における2つの基本的な考え方は、「第7次高浜市総合計画の着実な推進」と「事業の見直しによる経常経費の削減」とし、5つの重要な視点を掲げております。

それでは、これより令和5年度の主要施策について、第7次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「手を取り合ってみんなでまちをつくろう」でございます。

新しい時代に向け、高浜市に関わるみんなが手を取り合っしあわせなまちを育み、未来へとつないでいくためには、これまで積み重ねてきた地域の絆である地域コミュニティのさらなる活性化や、市民一人ひとりが個性を生かし、お互いを認め合いながら活躍できる環境を整え、デジタル化の推進など、時代の変化に柔軟に対応していくことが求められてまいります。

「市民予算枠事業交付金制度」を見直し、若い世代がまちづくり活動に参加しやすい仕組みを構築するとともに、市民会議をさらに充実し、より多くの方が参加しやすく、課題や目標を共有する場へと昇華させ、かつ一人ひとりができることの実践活動の推進へとつなげてまいります。

また、多文化共生に関する取組を計画的に実施していくための「多文化共生推進計画」を策定するとともに、SNSや動画などを通じて、市の情報を多言語配信・発信するなど、国籍や文化の違いにかかわらず、暮らしやすい環境を整えてまいります。

市民サービスや行政事務の効率化を図ることや、デジタル技術を活用し、行政と市民・地域をつないでいくことなど、デジタルトランスフォーメーションの推進が果たす役割は重要であり、着実に進めていくことが求められています。

これまでも、マイナンバーカードを用いた転入・転出関係や子育て関係、介護関係の手続のオンライン化、電子申請サービスのLINE連携など、各種行政手続のデジタル化を進めてまいりました。

令和5年度では、令和4年10月に公表されました「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、住民記録システムや印鑑登録システム標準化対応を行うとともに、市民の皆様が安心してデジタル技術を活用していただけるよう、情報セキュリティポリシーの改定など、情報セキュリティ対策に取り組んでまいります。

また、市からの情報がより身近に市民の皆様が届くよう、現在では4,000人を超える登録者数となっている市公式LINEに情報配信システムを導入し、セグメント配信といった利用者が希望する情報のみを配信できるようにするなど、より活用しやすくしてまいります。

次に、基本目標Ⅱ「みんなで学び・高め合い 高浜の未来を育もう」でございます。

これまでも我々が大切にしてきたのは、これまでの高浜市を築き、紡いできた人の想いや心であります。これから先もその考え方は変わりません。我がまちに愛着と誇りを持てる次代を担う人材や、心豊かな人を育み、人と文化を未来につないでいくことが、今を生きる我々の使命であります。

子育て・子育て支援では、令和5年4月のこども家庭庁の創設など、国の動向を注視しながら、令和7年度から第3期がスタートする「高浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定を市民のニーズを把握しながら進めてまいりますとともに、吉浜幼稚園の長寿命化改修工事や、吉浜北部保育園の長寿命化改修工事の実施設計を行うなど、子育て環境の充実を図るとともに、待機児童のない安全・安心な保育環境を目指してまいります。

また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、経済的支援を行うとともに、多胎妊娠の妊婦健診に対する費用助成を拡充してまいります。

たくさん感動や体験との出会いは、人の心を動かす原動力です。人と人、人とモノ・コトとの新たな出会い・交流を生み出し、市民の皆様の想いに寄り添い、想いを触発する場として、いよいよ本年夏頃には「かわら美術館・図書館」の運営がスタートをいたします。「高浜の人とまちが育つ つながりの森 ーみんなで美術館 ささえる図書館ー」を基本姿勢とし、施設が持っている機能と結びつきながら、感じ、学び、発見する楽しみを生み出す取組、子供たちの学びや子育てを応援する取組などを進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「行きたい 住みたい 住み続けたい 魅力がつながるまちをつくろう」でございます。

住みたい、住み続けたい、そう思っただけのまちにしていくためには、地域経済が活性化し、まちに活力があふれているとともに、安全で安心して、そして快適に暮らせる社会生活基盤の安定・維持に努めていくことが重要であり、今後は地球環境にも配慮したまちづくりが需要であります。

快適な暮らしを支える都市基盤の整備として、道路、橋りょう、公園、水道施設などの計画的

な維持・修繕を行ってまいります。

まちの活力を生み出し、安定した市民生活を支える基盤となる産業分野では、創業や経営改善等に前向きな取組に対する「中小企業ステップアップ補助金」を創設するほか、「三州瓦屋根工事等奨励補助金」の手続を簡素化するなど、企業活動の活性化に向けた取組を支援してまいります。

また、環境分野では、近年、気候変動が一因と考えられる異常気象、激甚な豪雨・台風災害や猛暑が頻発しています。そこで、脱炭素社会への移行に向けて、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含する形で「環境基本計画」の策定を進めてまいります。

あわせて、計画期間が満了となる本市のごみ減量の基本方針「ごみ処理基本計画」の改定を進めます。市民の皆様には、地球温暖化対策設備の導入経費の一部を支援する「スマートハウス設備設置費補助金」を創設し、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進してまいります。

また、資源ごみの分別方法をお知らせするごみ分別アプリ「さんあ〜る」の多言語版を作成し、さらなるごみの減量化と再資源化を推進してまいります。

次に、基本目標Ⅳ「心もからだも元気 毎日を笑顔で暮らそう」でございます。

福祉・健康では、引き続き、長期化する新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、子供を中心に児童福祉、障がい、子育て支援、生活困窮者自立支援など、妊産婦と子供に関する包括的なワンストップ相談窓口「（仮称）こども家庭センター」の令和6年4月開設に向け、関係機関と調整をして行ってまいります。

加えて、妊娠時から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援の充実を図るため、SNS・アプリを活用したオンラインの面談・相談も実施してまいります。

また、心身の健康のみではなく、心の健康を保持するとともに問題を早期に発見し、ケアをしていくため、スマートフォンアプリ「こころの体温計」を導入し、気軽に相談でき、支援につなげていくことができる仕組みを構築してまいります。

福祉・健康に関する課題は、複合的な要素を含むことが多くあります。そうした課題に対応していくため、重層的支援対策を構築し、地域共生社会を実現するとともに、支え・支えられる関係の循環を生み出し、心身ともに自分らしく暮らし続けられる社会の実現も目指してまいります。

次に、毎日を笑顔で暮らすためには、安全・安心に暮らせる環境づくり、とりわけ「防災・防犯」は、市民の最も身近な自分事として関心が高いものであります。

昨年に引き続き、災害に備えて、前もって自分の取るべき行動を時間軸でまとめた避難行動計画「マイ・タイムライン」の作成を市民一人ひとりに普及・促進してまいります。加えて、みんなで考える避難所づくりの成果を基に、総合防災訓練の在り方を地域と一緒に検討してまいります。

最後に、各目標の実現を支える行財政運営でございます。

現在、改定を進めております「高浜市公共施設総合管理計画」による公共施設の安全性、重要性、経済性を踏まえた状態保全の考え方を軸として、公共施設管理システムを導入してまいります。

以上、令和5年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

プログラミングの世界では当たり前に使われる言葉で、「機敏な」、「素早い」といった意味を持つ「アジャイル」という言葉があります。

例えば、スマートフォンアプリでは、アプリを一度リリースしておいて、不都合が生じた場合は、その都度修正してアップデートし、完成系に近づけていく手法が一般的であります。

第7次総合計画では、この先10年の目指すべき姿を市民の皆様と一緒に描きました。計画では、それを実現するための取組の方向性も記載をされています。しかしながら、それは、現時点の社会情勢や直面する課題を踏まえながら導き出したものです。

我々を取り巻く課題は多種多様化し、かつ想像を超えるスピードで社会は変化をしています。決められた計画を実行しつつも、淡々とこなすのではなく、時代や社会の変化を肌で感じることで、時に変化を加え、時に融通を利かせながら、様々な施策を進めていくことが大切であり、その先にこそ、みんなで描いた姿があるのだと思っております。

多くの人や想いが出会い、つながり合うことで、大家族のような、助け合い、支え合う、“おたがいさま”がつながる、そんなあたたかいまち「大家族たかはま」の実現に向けた第一歩の年、全力で邁進してまいります。

今後とも、議員各位並びに市民の皆様の一層の御支援、御協力をお願い申し上げ、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で施政方針は終わりました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岡本竜生 登壇〕

○教育長（岡本竜生） 令和5年度高浜市教育行政方針。

次の時代を生きる子供には、自ら課題を発見し、解決に向けて思考・判断し、自分の考えを表現する力が求められています。また、人として、豊かな心を持ち、周りの人たちと協調し、互いに高め合う力が求められています。学校は、未来を担う子供がたくましく生き抜くために、これらの資質・能力を育てていきます。

そこで、高浜市教育委員会では、第7次高浜市総合計画の下で新たに策定した第2次教育基本構想の実現に向けて、社会の変化や教育を取り巻く環境、また、高浜の子供たちの実態を踏まえ、「生きる力を育む質の高い教育活動の実施」と「一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな教育のしくみの創造」を柱に取り組んでいきます。

これより、令和5年度における取組について述べさせていただきます。

主体的・対話的で深い学びの構築・充実。

教師力・授業力の向上について。

子供に確かな学力を身につけさせるために、専門的な教育の担い手として教員の教師力・授業力向上を図ります。主題研究や1人1公開授業実践を充実し、主体的・対話的で深い学びを実現させるための教育課程の検討や授業改善を図ります。

具体的には、主体的・対話的で深い学びを意識した授業構想と授業実践、ICT機器を活用した授業実践、ALTや英語専科教員の活用、プログラミング教育ソフトを活用した高浜版プログラミング学習を高浜カリキュラムに位置づけて進めます。また、学校司書の活用を見直して、巡回訪問を充実することにより、市内全校において「学びの場」としての図書室整備を進めていきます。

教職員研修では、教育センターグループが核となり、教員のニーズに合わせて体系的・計画的に研修を実施することで、教職員の資質と指導力を向上させていきます。

きめ細やかで専門的な指導の充実について。

子供一人一人の学力の定着を図るためには、きめ細やかでかつ各教科に応じた専門的な指導が有効です。よって、国の動向に合わせて小学校における教科担任制のさらなる導入を推進していきます。また、少人数指導やティームティーチングなども併用して、学びの質を高め、教育効果を上げるよう指導方法を工夫し、基礎学力の定着に加え、活用力の育成にも力を入れます。そのために必要な専科教員やサポートティーチャー、ALTの配置、民間プールを活用した水泳の授業を継続して行います。

個に応じた教育の推進について。

特別支援教育の充実。

保護者と教職員が個別の教育支援計画を共有し、困り感を持っている子供に対し、学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援をします。また、医療や福祉サービスなど関係機関と連携し、それぞれで行われている支援がつながるように工夫します。

そのために、通級指導担当教員、スクールアシスタント、スクールサポーター等を各校の実態に合わせて継続して配置します。各校には、特別支援教育コーディネーターの役割を位置づけ、自校体制の見直し、改善を引き続き進めます。また、個別の教育支援計画を高等学校にも引き継ぐことで、義務教育課程終了後も子供や保護者が安心して学ぶことができるようにしていきます。

外国籍児童・生徒支援教育の充実。

各校の外国籍児童・生徒が増加している現状を踏まえ、海外から来日して日が浅く、日本語や日本の文化を理解できず、学習、生活の両面で支障を来す子供に対し、早期適応教室「くすのき学級」や各校の日本語指導教室において個別支援していきます。

また、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など、支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行うために、引き続き通訳者3名を配置するとともに、併せて保護者連絡システム「すぐーる」における翻訳機能等も活用していきます。

また、教育委員会が、日本の学校や進路について説明する機会を設けることで、日本の学校への適応を図っていきます。

幼・保、小・中12年間の連携。

子供が、高浜市のよさ、自分や周りのよさを感じながら、心豊かに成長・発達するために、12年間の学びと育ちをつなぐ異校種間の連携教育を推進します。

まず、教職員間の情報交換会や異校種参観を継続して実施し、互いの教育観や指導法への理解を深めます。そして、共通の目標を掲げ、子供の実態から身につけさせたい力を明確にし、系統性を意識した実践を積み上げ、学びが途切れないようにつなげていきます。

学校・家庭・地域の連携について。

相談活動・学習支援の充実。

高浜市適応指導教室「ほっとスペース」に生徒指導相談員が常駐し、子供が学習や生活のリズムを整え、自立して学校に復帰できるように支援します。また、心の相談員も配置し、児童・生徒や保護者、教職員との相談等を行います。両中学校にはスクールヘルパーを配置し、生活上の支援が必要な生徒の学習支援や生活支援を行い、教室復帰を目指します。

また、非常勤養護教諭を引き続き配置し、養護教諭を補助するとともに、保健室を心の居場所としている児童・生徒を養護教諭とともに支援していきます。また、スクールカウンセラーを定期的に学校に派遣し、児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、心のケアをする役割を果たしていくとともに、コンサルテーションを充実させ、学校と考えを共有してカウンセリングに当たります。また、子供の置かれた環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーを引き続き配置し、目の前の一人を救う取組をさらに進めていきます。

いきいき広場福祉部との連携について。

教育委員会が福祉部と同じいきいき広場に設置されている利点を生かし、連絡、相談、対応について密な連携を図っていきます。5歳児健診における相談活動により、就学前の早期から園児の実態を把握し、子供の成長や就学に不安を持つ保護者に、就学に向けた適切なアドバイスをすることで安心して就学できるようにします。また、こども発達センターの専門家と教育委員会の専門家が小学校区ごとにチームを組んで、各園、学校を巡回訪問し、具体的な支援について助言

を行います。さらに、高浜市学習等支援事業「ステップ」や「ステップジュニア」との連携を進めます。

ひと・もの・ことの積極的な活用。

高浜カリキュラムの実践や各種学校行事において、地域の「ひと・もの・こと」との関わりを大切にし、これまで連携を築き上げてきた成果を生かしていきます。そして、子供が自分も周りも大切にしながら、ひと・もの・ことに積極的につながる子供を育てていきます。

さらに、学校関係者評価委員会の活動を通して、学校、家庭、地域が三者一体となって協働して学校づくりが展開されるように、学校運営の改善につなげます。

安全で快適な教育環境について。

安全・安心で快適な教育環境整備。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活をする場です。そこで、学校施設の老朽化対策及び現在求められている機能、性能を確保するため、令和2年度に策定した高浜市学校施設長寿命化計画に基づき、令和4年度に高取小学校を着手し、令和5年度より吉浜小学校、令和7年度より港小学校と順次、長寿命化改良工事を確実に進めていきます。

また、国は、義務標準法を改正し、令和5年度は小学校第4学年までが35人学級編制となります。愛知県においては、小学校第5学年へ35人学級を拡充することとなりました。これにより新たに必要となる教室数やICT機器等を把握し、善後策を考えていきます。

教職員の業務改善。

子供にとって最大の教育環境は教員です。現在、教員の業務改善についても具体的な取組が求められています。校長会において、業務改善の趣旨を常に確認し合いながら、各校の具体策について情報交換し、自校の推進につなげられるようにします。

引き続き教職員自身による労務管理を徹底し、教職員が毎日元気に子供の前に立つことができるように努めます。また、部活動の在り方を継続して検討していきます。

第7次高浜市総合計画にある将来都市像「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族たかはま」に迫るには、人づくりが大切であり、その人づくりの基盤の一つに教育があります。生きている間には、様々な予想外の出来事があります。どのような状況になろうとも、自分の人生を自分らしく、幸せに生きるために、学び続けられる力を育むことこそが人づくりにおいて最も大切なことであると考えます。そのためには、身近な仲間や自分が身を置く社会そのものが幸せであることが、自分の幸せにつながることを実感できることが大切です。

高浜市教育委員会では、これらを踏まえ、第7次高浜市総合計画の策定に合わせ、第2次教育基本構想を策定し、新たな基本理念「自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもの育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々、各種団体の方々と力を合わせて学校づくりを推進してまいります。

〔教育長 岡本竜生 降壇〕

○議長（鈴木勝彦） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分。

午前10時42分休憩

午前10時50分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料の3ページを併せて御覧いただきますようお願いを申し上げます。

本案は、現委員の内藤 誠氏が令和5年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の御同意を賜りたく御提案をさせていただきますものでございます。

同氏は、長年、現あいち中央農業協同組合で要職にあられるなど、とりわけ農地に関する幅広い知識と豊かな経験を有しておられるとともに、本市の交通安全指導員、常任統計調査委員など、奉職を務められるなど、誠実なお人柄、地域の方々からの御人望も大変厚い方でございます。

現委員としては、平成29年4月より御尽力をいただいております、誠実なお人柄と豊かな御経験は、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査、決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

なお、任期につきましては3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（鈴木勝彦） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木勝彦） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 日程第6 議案第2号から議案第15号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（桑原希代子） それでは、議案第2号 指定金融機関の指定について御説明申し上げます。

本案は、現在の指定金融機関である岡崎信用金庫との契約期間が本年6月30日をもって満了することに伴い、再度、岡崎信用金庫を指定金融機関として指定したく、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、提案するものであります。

なお、今回の指定金融機関の選定に当たりましては、市内に支店を置く岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の5つの金融機関に対しまして、指定金融機関受入れに関する意思確認及び意向調査を送付し、回答を依頼しました。

その結果、岡崎信用金庫が本市にとって最も有利な条件であることから、同金庫を指定金融機関として指定をお願いするものであります。

岡崎信用金庫の経歴は、別添の参考資料にありますとおり指定金融機関としての実績も豊富であり、公金の取扱いについても的確に行っていただけるものと確信しております。

なお、契約期間につきましては、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの3年間といたします。

以上、御説明申し上げますが、何とぞ慎重なる御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第3号 高浜市公契約条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

なお、別添の議案参考資料6ページを併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方の責務を明らかにするとともに、公契約の適正な履行の確保及び労働者の適正な労働環境の整備を図り、もって市民の生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、新たに条例を制定するものであります。

第1条は、条例の目的、第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、基本方針を定めたもので、公契約の適正な履行並びに公共事業及び公共サービスの良好な品質を確保すること、公契約の過程及び内容の透明性を確保し不正行為の排除を徹底すること、適正な労働環境を整備することなどを掲げております。

第4条は、市の責務を、第5条は、受注者等の責務をそれぞれ定めております。

第6条は、公契約の適正な履行の確保のため、契約条件や価格などが適正なものとなるよう定めております。

第7条は、公契約の締結に当たっては、適正な時期に適正かつ合理的な規模で、適正な契約方法を採用し、公正な競争の下で行うよう定めております。

第8条は、受注者等に対して、適正な労働環境を整備するよう定めております。

第9条は、規則で定める公契約、以下「特定公契約」と申しますが、この特定公契約については、受注者等に対し、労働者の賃金等の労働条件について報告を求めることができる旨定めております。

なお、特定公契約の範囲につきましては、議案参考資料6ページを御覧いただきますようお願いいたします。

予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約、予定価格が1,000万円以上の公共施設等の清掃業務及び窓口業務、給食の調理業務、用務員業務をその対象としております。

再び議案書にお戻りいただきまして、第10条は、受注者等が労働者へ周知する事項及び周知方法について定めております。

第11条は、受注者等から賃金が支払われない場合や最低賃金を下回る場合に、労働者が市長等または受注者等に申し出ることができる旨定めております。

第12条は、受注者等における労働者に対する不利益な取扱いを禁止する旨定めております。

第13条は、受注者等への是正の指導について規定するほか、是正の指導に従わないときなどの場合には、入札参加資格停止の措置を講ずることができる旨定めております。

なお、附則において、この条例は令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告等が行われる公契約から適用することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第4号及び議案第5号の2議案について提案理由の御

説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について申し上げます。

なお、別添の議案参考資料8ページの新旧対照表及び9ページの概要資料も併せて御覧ください。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額が「48万8,000円」に引き上げられることに伴い、本条例第6条第1項に規定する出産育児一時金について、現行の「40万8,000円」を「48万8,000円」に引き上げるための改正であります。

本改正によりまして、産科医療補償制度による加算金1万2,000円を加えた出産育児一時金の総額は、現行の「42万円」から「50万円」へと増額となります。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を令和5年4月1日からとし、改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によることといたしております。

続きまして、議案第5号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について申し上げます。

なお、別添の議案参考資料10ページ、11ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、個人番号カードを所有する者につき、移動端末設備を利用して多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするほか、所要の規定の整備を行うものであります。

第6条及び第10条の改正は、性的少数者への配慮として、印鑑登録原票への登録事項及び印鑑登録証明書に記載する事項から「男女の別」を削るものであります。

第9条の改正は、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるようにするものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第6号から議案第8号までの3議案について、議案書により御説明申し上げます。

初めに、議案第6号 高浜市個人情報保護法施行条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体における個人情報の取扱いが統一的に規律されることから、同法の施行条例を制定するほか、条文の整備を行うものであります。

第2条では、この条例において使用する用語及び実施機関について定義し、第3条では、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿への登録及び閲覧について規定しています。

第4条では、開示請求に係る手数料について規定いたし、第5条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、審議会に諮問することができることとしています。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとするほか、第2条では、高浜市個人情報保護条例の廃止、第3条では、本案の施行前に知り得た個人情報の守秘義務等について従前の例によるなど、法律への円滑な移行に必要な経過措置を規定しています。

第5条から第20条までの規定は、関係条例の条文の整備を行うものであります。

続きまして、議案第7号 高浜市個人情報保護審議会条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法に基づく諮問等について調査審議する高浜市個人情報保護審議会を設置するものでございます。

第2条では、個人情報保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する、同条第1項の開示決定等の審査請求について調査審議すること及び高浜市個人情報保護法施行条例第5条の規定による諮問について調査審議すること等を規定いたしております。

第3条では、委員の人数、第4条では、任命及び任期を規定いたし、第5条では、審議会がその権限に属する事項を行うために必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対し出席を求め、その説明もしくは意見を聞き、または資料の提出を求めることができることを規定いたしております。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日からとし、第2項及び第3項において、審議会の委員に関する経過措置について規定いたしております。

最後に、議案第8号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、高浜市議会の議員に係る議員報酬を改定するものであります。

改正の内容は、別表中、議長の議員報酬月額「45万円」を「45万7,000円」に、副議長の議員報酬月額「38万7,000円」を「39万3,000円」に、議員の議員報酬月額「36万1,000円」を「36万7,000円」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行日を令和5年4月30日からといたしております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第9号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の13ページも併せて御覧ください。

本案は、国が、令和5年度中にマイナンバーカードを利用した医療扶助オンライン資格確認を導入することに伴い、生活に困窮する外国人の被保護者に係る個人番号について、独自の利用範

囲を定めるものでございます。

この医療扶助のオンライン資格確認が始まりますと、生活保護受給者の利便性が高まり、よりよい医療サービスを受けられるようになりますが、生活保護法に規定される保護の対象者は「国民」であるため、外国人は含まれません。

このため、外国人が日本国民と同様に医療扶助のオンライン資格確認のサービスを楽しむためには、マイナンバー法第9条第2項に規定されているとおり、市の条例で利用範囲を定める必要があります。

そこで、別表第1の事務に「生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保険者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」を加えるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行を公布の日からといたしております。

次に、議案第10号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の14ページも併せて御覧ください。

本案は、高齢者の健康増進を目的とした交流の場である介護予防拠点施設の1つ、宅老所「こっちゃん」の建物について、所有者へ返還することに伴い、活動場所を吉浜ふれあいプラザ内にある交流スペースへ移転することから、その位置を「高浜市屋敷町二丁目3番地15」に改めるものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行を令和5年4月1日からといたしております。

次に、議案第11号 高浜市宅老所の指定管理者の指定の変更について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、平成30年12月の市議会定例会において議決を得た「高浜市宅老所の指定管理者の指定」について、内容を変更する必要があることから、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の必要が生じた施設は宅老所「こっちゃん」で、建物を所有者へ返還し、移転することに伴い、指定管理者としての指定の期間を「平成31年4月1日から令和5年3月31日まで」に変更するものであります。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（磯村順司） それでは、議案第12号から議案第15号までを説明させていただきます。

まず、議案第12号 高浜市吉浜交流館の設置及び管理に関する条例の制定についてにつきまし

て、議案書に基づき説明させていただきます。

本案は、高浜市吉浜公民館を廃止し、新たに高浜市吉浜交流館として設置するために所要の規定の整備をするものです。これは、公民館としての事業の多くを実施してきた吉浜公民館活動運営委員会が解散したため、当該施設を社会教育法に基づく公民館ではなく、第1条の設置にありますように、市民に憩いや生涯学習の場を提供し、市民の連帯感の高揚を図るための施設としての位置づけへと変更するものでございます。

第2条ですが、名称を「高浜市吉浜交流館」とし、位置は「高浜市屋敷町五丁目12番地8」となります。

第3条は、利用の許可、第4条は、利用の制限で、第5条は、使用料、第6条は、利用料金、第7条は、利用者の義務、第8条は、許可の取消し及び利用の中止命令、第9条では、損害賠償、第10条では、指定管理者による管理、第11条は、指定管理者が行う業務の範囲、第12条は、指定管理者が行う管理の基準についてそれぞれ規定しております。

附則の第1項におきまして、本条例の施行期日は令和6年4月1日としております。

第2項では、市内に公民館がなくなることから、高浜市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止について規定しています。

第5項及び第6項では、高浜市立吉浜公民館が高浜市吉浜交流館に名称が変更になることに伴い、「高浜市使用料及び手数料条例」と「高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例」について該当箇所の改正をしております。

議案第12号についての説明は以上となります。

続きまして、議案第13号 高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例及び高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料の15ページの新旧対照表に基づき説明させていただきます。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。高浜市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正は、子ども・子育て支援法の第19条第2項の削除により、第1項の表記が不要となるための改正でございます。

高浜市子ども・子育て会議条例の一部改正ですが、子ども・子育て支援法の改正により、条ずれが生じるため、改正するものです。

附則で令和5年4月1日からの施行としております。

議案第13号についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料16ページの新旧対照表に基づき説明させていただきます。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市の家庭

的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して、安全計画の策定などについて定めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

追加する第7条の2ですが、事業者は利用乳幼児の安全確保を図るための計画を策定の上、必要な措置を講じ、計画の職員や保護者への周知、職員に対する研修訓練の実施、必要に応じた計画の見直しなどの実施について規定をしております。

第7条の3の追加する規定でございますが、こちらは、事業者は事業所外での活動などによる利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合は、その乗車及び降車の際に、点呼など所在を確実に把握する方法で確認すること、また、送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは見落としを防止する装置を備え、所在の確認をするということを規定しております。

第10条は、ほかの社会福祉施設などを併せて設置するときの設備及び職員の基準において、改正後は、「その行う保育に支障がない場合に限り」という要件の下、ほかの社会福祉施設などの設備及び職員に兼ねることができるとするものです。

第13条は、国の基準から削除されたため、同様に削除するものです。

第14条第2項は、感染症または食中毒の発生や蔓延防止のため、事業者は職員に対し、研修や訓練を定期的実施するように努めるものとして改正するものです。

附則において、施行日は令和5年4月1日としております。

附則の2項では、第7条の3第2項における送迎を目的とした自動車の見落としを防止する装置の設置の規定につきまして、それを備えることに困難な事情がある場合は、令和6年3月31日までは、それに代わる措置を講じた上で装置を備えないことができるとしております。

議案第14号についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、議案第15号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、議案書及び参考資料19ページの新旧対照表に基づき説明させていただきます。

本案は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関して、安全計画の策定などについて定めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

追加する第6条の2ですが、事業者は利用者の安全確保を図るための計画策定、その上で必要な措置を講じ、また、計画の職員や保護者への周知、職員に対する研修、訓練などの実施、必要に応じた計画の見直しの実施について規定をしております。

第6条の3の規定に追加する規定ですが、事業者は事業所外での活動などによる利用者の移動のための自動車を運行する際は、乗車及び降車の際に点呼など所在を確実に把握する方法で確認することを規定しております。

第12条の2の追加では、事業者は感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、

必要な措置を講ずるよう努めることとし、職員に対しては、周知や研修、訓練を定期的実施し、必要に応じた見直しをし、計画変更を行うことを規定しております。

第13条の2項では、感染症または食中毒の発生や蔓延防止のため、事業者は職員に対し、研修や訓練を定期的実施するよう努めることについて改正をするものです。

附則において、施行日は令和5年4月1日としております。

附則の2項では、第6条の2の安全計画の策定などについては、令和6年3月31日までは第1項、第2項、第3項とも「努めなければ」としております。

議案第15号についての説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 日程第7 議案第16号から議案第22号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第16号 令和4年度高浜市一般会計補正予算（第13回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6億1,824万1,000円を追加し、補正後の予算総額を180億645万9,000円といたすものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

繰越明許費は11件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和5年度に繰越しをするものでございます。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、全ての事項について契約金額の確定等により、限度額を変更いたすものであります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

地方債補正の上から3段目の道路整備事業は、市道港線拡幅工事に係る土地購入に伴い限度額を増額いたすもので、中段の小学校施設改修事業及びスポーツ施設改修事業は、事業費の確定などにより限度額を減額いたすもので、下段の高取小学校長寿命化改良事業から高取小学校給食施設改築事業までの3事業は、限度額を新たに設定するものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項市民税、2項固定資産税、4項市たばこ税及び5項都市計画税は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

10款1項地方交付税は、国の第2次補正予算により普通交付税の再算定が行われた結果、交付団体となったため、普通交付税を増額いたすものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金の社会福祉費負担金及び15款1項1目民生費県負担金の社会福祉費負担金は、障害福祉サービス等給付費の増加に伴い増額いたすものでございます。

14款2項5目教育費国庫補助金の小学校費補助金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等に対する補助金を計上いたすものであります。

62ページ、63ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金は、主に障害者医療扶助費をはじめ各種医療扶助費の増加に伴い増額いたすものでございます。

7目土木費県補助金の道路橋りょう費補助金は、市道港線拡幅工事に伴う土地購入に対する補助金を計上いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いいたします。

17款1項1目一般寄附金の1節一般寄附金は、戊亥同年会様から御寄附を頂いたもので、2節ふるさと応援寄附金は、決算見込みに伴い減額いたすものであります。

3目総務費寄附金の職員研修基金指定寄附金は、匿名の方から御寄附頂いたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額するもので、公共施設等整備基金繰入金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事等の財源として増額いたすものであります。

68ページ、69ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項15目行政情報化費の1. 行政情報通信事業は、郵便料金の改定等に伴い、不足額を増額いたすものでございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。

20目諸費は、過年度の精算に伴う返還金を計上するものでございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費の職員研修基金積立金は、指定寄附金を積み立てるものでございます。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、利用者の増加等により障害福祉サービス等給付費を増額するものでございます。

10目障害者医療費の障害者医療扶助費、精神障害者医療扶助費及び11目子ども医療費の子ども医療扶助費は、受診件数の増加等に伴い増額するものであります。

76ページ、77ページをお願いいたします。

15目国民健康保険事業費は、決算見込みに伴い国民健康保険事業特別会計繰出金を増額いたす

ものでございます。

3款2項2目保育サービス費、3. 保育園管理運営事業の保育環境改善等事業費補助金は、交付額の決定に伴い増額いたすものであります。

78ページ、79ページをお願いいたします。

4款1項2目保健・予防費は、総合健診の受診者数の増加等に伴い、健康診査委託料を増額いたすものでございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

8款2項1目生活道路新設改良費になりますが、2. 市道新設改良事業の公有財産購入費は、市道港線拡幅工事に伴う土地購入費を計上いたすものであります。

90ページ、91ページをお願いいたします。

10款2項3目学校建設費の2. 小学校長寿命化改良事業は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化を図るための改良工事に係る監理業務委託料、仮設校舎賃借料及び工事費を計上いたすものであります。

92ページ、93ページをお願いいたします。

10款4項1目幼児教育費の8. 子育てのための施設等利用給付事業は、授業料の増額に伴い、私立幼稚園授業料等軽減給付費の不足額を増額いたすものであります。

94ページ、95ページをお願いいたします。

10款5項5目文化事業費の1. 美術館管理運営事業は、バリアフリー化に向けた設計業務委託料及び工事費を計上いたすものであります。

そのほか、全体を通じまして、事業費の確定等により委託料、補助金、工事請負費等の事業費をそれぞれ減額いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第17号 令和4年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ675万3,000円を減額し、補正後の予算総額を34億5,423万9,000円といたすものでございます。

114ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数及び加入世帯数の減少により減額いたすものであります。

2款1項1目保険給付費等交付金は、県からの繰入金見込額の減少により減額いたすものであ

ります。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金及び一般会計繰入金の繰入基準に基づく繰入金の確定により増額いたすものでございます。

116ページをお願いいたします。

6款3項1目一般被保険者第三者納付金は、第三者納付金の実績に基づき、増額いたすものであります。

7款1項5目災害等臨時特例補助金は、東日本大震災減免等の補助金支給に伴い増額いたすものであります。

118ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、普通旅費と印刷製本費の執行残により減額いたすものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、年間の実績見込みにより増額をいたすものであります。

5款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う財源調整のため減額いたすものであります。

7款1項3目償還金は、主に新型コロナウイルス感染症の影響による過年度の減免対応分に係る補助金額が確定したことにより増額をいたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第18号 令和4年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,712万1,000円を減額し、補正後の予算総額を6,208万4,000円とするものでございます。

説明書の126ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款2項1目不動産売払収入2,774万円の減額は、当初売却処分予定の代替用地等の売却収入の減によるものでございます。

128ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目土地取得費、16節の公有財産購入費2,720万9,000円の減額は、予定をいたしておりました代替地取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第19号 令和4年度高浜市公共駐車場事業特別会計補

正予算（第2回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、補正後の予算総額を3,675万5,000円といたすものであります。

136ページ、137ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目利子及び配当金は、駐車場施設整備基金の利子額を計上いたすものでございます。

138ページ、139ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の基金積立金事業は、駐車場施設整備基金利子を基金に積み立てるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第20号 令和4年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第3回）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ89万2,000円を減額し、補正後の予算総額を30億6,070万7,000円といたすものであります。

補正予算説明書148、149ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、3款2項国庫補助金、5款3項県補助金、7款1項他会計繰入金、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動ができなかったことから減額をいたすものであります。

150、151ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款3項介護認定審査会費は、燃料費の高騰による増額及び4項趣旨普及費は、実績見込みにより減額いたしております。

4款3項包括的支援事業・任意事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護相談員の活動回数が減少したことから減額をいたすものであります。

5款1項基金積立金は、今回の減額補正に伴い、積立金を増額いたすものであります。

説明は以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第21号 令和4年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,090万9,000円を追加し、補正後の予算総額を5億7,679万

4,000円といたすものであります。

160ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

歳入の1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、被保険者数の増加に伴い、増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金等の確定により減額いたすものであります。

162ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款2項1目徴収費は、印刷製本費の執行残により減額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、主に保険料収入の実績見込みにより増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 議案第22号 令和4年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

下水道事業会計補正予算書（第2回）の3ページをお願いいたします。

第2条は、業務の予定量について補正するもので、管路築造工事費について減額するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

7ページの実施計画をお願いいたします。

収入は、第1項営業収益のうち、1目下水道使用料1,135万8,000円は、使用料の決算見込みにより減額し、2目雨水処理負担金は、経費の決算見込みにより減額するものでございます。

第2項営業外収益の2目他会計補助金は2,323万6,000円を減額するもので、第1款下水道事業収益を9億7,566万円とするものでございます。

支出は、第1項営業費用、1目管渠費につきましては、主に委託料の確定見込みにより236万3,000円減額し、2目流域下水道維持管理負担金1,809万円を減額し、5目総係費は、主に委託料の確定見込みにより2,020万円減額し、第1款下水道事業費用を9億3,620万9,000円とするものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、第4条は、資本的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

8ページをお願いいたしまして、第1款資本的収入のうち、第2項他会計出資金につきましては3,371万4,000円増額するものでございます。

次に、第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、1目管路建設改良費は、主に工事請負費の確定見込みにより1億3,414万3,000円減額するものでございます。

再度、3ページにお戻りをいただきまして、第4条部分に記述をいたしましたとおり、括弧内の内容、金額についてそれぞれ改めさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第8 議案第23号から議案第30号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第23号 令和5年度一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ178億2,200万円と定めるものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

債務負担行為は、18の事項について定めるもので、高浜市土地開発公社の債務に対する保証、吉浜小学校長寿命化改良工事費が主なものであります。

14ページをお願いいたします。

地方債は、ケアハウス改修事業をはじめ11事業について、合わせて10億860万円を計上いたすもので、吉浜小学校長寿命化改良事業、高取小学校給食施設改築事業が主なものでございます。

51ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款市税は90億4,254万3,000円で、前年度比5億1,468万3,000円の増を見込んでおります。

56ページをお願いいたします。

1款市税の1項1目個人市民税は31億7,119万8,000円、2目法人市民税は4億9,192万3,000円、2項1目固定資産税は40億2,227万9,000円を見込んでおります。

58ページをお願いいたします。

3項軽自動車税は1億3,792万1,000円、4項市たばこ税は3億7,018万8,000円を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

5項都市計画税は8億547万4,000円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

6款1項法人事業税交付金は1億3,700万円、7款1項地方消費税交付金は11億8,500万円を見

込んでおります。

64ページをお願いいたします。

9款1項地方特例交付金は9,400万円、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は723万4,000円を見込んでおります。

10款1項地方交付税は、特別交付税として1億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12款1項負担金は9,104万4,000円を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

13款1項使用料は7,997万4,000円を見込んでおります。

68ページをお願いいたします。

13款2項手数料は6,138万2,000円を見込んでおります。

14款1項国庫負担金は、70ページ上段の計欄のとおり22億2,060万6,000円を見込んでおります。主なものは、69ページの下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金4億1,353万4,000円、児童手当負担金6億6,759万6,000円、71ページをお願いいたしまして、上段の子どものための教育・保育給付費負担金5億7,426万1,000円などであります。

14款2項国庫補助金は、72ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり2億7,237万4,000円を見込んでおります。

15款1項県負担は、74ページをお願いしまして、上段の計欄のとおり8億4,633万5,000円を見込んでおります。主なものは、73ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金2億676万7,000円、75ページをお願いいたしまして、上段の施設型教育・保育給付費等負担金2億4,297万1,000円などであります。

80ページをお願いいたします。

17款1項寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金1億2,000万円を見込んでおります。

82ページをお願いいたします。

18款1項基金繰入金は10億6,771万9,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、83ページ上段の1. 財政調整基金繰入金7億3,299万円、6. 公共施設等整備基金繰入金2億5,200万円、7. 教育振興・子育て支援基金繰入金7,400万2,000円であります。

89ページをお願いいたします。

20款諸収入になります。上段のポータルレースチケットショップ高浜環境整備協力金は7,200万円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

105ページをお願いいたします。

2款総務費について申し上げます。1項8目広報広聴活動費の1. 広報広聴事業になります。

使用料及び賃借料にLINE公式アカウント情報配信システム利用料を計上し、市公式LINEに登録している方に対して、セグメント配信により希望する情報のみが届くように環境を整備してまいります。

109ページをお願いいたします。

1項12目企画費の3. みんなでまちづくり事業になります。委託料に多文化情報発信委託料を計上し、市から外国籍住民に伝えたい情報をSNSを活用して外国語で配信することで、分かりやすく正確な情報を伝えてまいります。

113ページをお願いいたします。

1項14目電算管理費の1. 総合住民情報管理事業では、委託料に自治体情報システム標準化・共通化業務委託料を計上し、標準化対象事務20業務のうちの2業務を標準準拠仕様にシステム構築することで、国による全国規模クラウド基盤（ガバメントクラウド）へ移行してまいります。

155ページをお願いいたします。

3款民生費について申し上げます。2項2目保育サービス費の3. 保育園管理運営事業になります。委託料に吉浜北部保育園長寿命化改修工事実施設計業務委託料を計上し、吉浜北部保育園園舎の長寿命化を計画的に進めてまいります。

165ページをお願いいたします。

2項3目家庭支援費の23. 出産・子育て応援交付金支給事業になります。伴走型相談支援体制の充実のための電子母子健康手帳アプリ改修業務委託料や出産・子育て応援交付金などを計上し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

175ページをお願いします。

4款衛生費について申し上げます。1項4目環境保全推進費の4. 環境衛生対策推進事業になります。委託料に環境基本計画作成業務委託料を計上し、環境保全に対する施策の総合的な方向性を定めることにより、計画的、効果的に環境施策を進めてまいります。

また、補助金にスマートハウス設備設置費補助金を計上し、個人住宅への太陽光発電システム、家庭用燃料電池システムなどの地球温暖化対策設備の導入を支援し、家庭からの二酸化炭素排出量の抑制を推進してまいります。

187ページをお願いいたします。

7款商工費について申し上げます。1項2目商工業振興費になります。17. 商工業振興事業では、補助金に中小企業ステップアップ補助金を計上し、中小企業の生産性向上と持続的発展を図ってまいります。

217ページをお願いいたします。

10款教育費について申し上げます。2項3目学校建設費の2. 小学校長寿命化改良事業では、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事費並びに高取小学校給食施設改築工事費などを計

上し、学校施設の安全性の確保と教育環境の改善を図ってまいります。

219ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の2. 中学校維持管理事業になります。工事請負費に高浜中学校トイレ改修工事費を計上し、高浜中学校北棟西側トイレの洋式便器化及び乾式化への改修を行ってまいります。

225ページをお願いいたします。

4項1目幼児教育費の3. 幼稚園維持管理事業になります。工事請負費に高取幼稚園解体工事費を計上し、高取幼稚園の園舎等を解体してまいります。また、吉浜幼稚園長寿命化改修工事費を計上し、吉浜幼稚園園舎の長寿命化を図ってまいります。

236ページをお願いいたします。

12款1項公債費は、元金は前年度比3,599万9,000円の増の9億7,327万1,000円、238ページをお願いいたしまして、利子は前年度比513万8,000円減の4,048万6,000円、合わせて10億1,375万7,000円を計上いたしております。

最後になりますが、議員の皆様へは、昨日付で予算書及び予算説明書の正誤表を配付させていただきました。

正誤表の内容といたしましては、予算書の260ページ、261ページの債務負担行為の一覧のうち、高浜市土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費（令和2年度議決分）の欄につきましては、令和4年度中に市道港線拡幅工事に係る、この該当部分の土地の取得が終了いたしますため、削除させていただくものでございます。

お詫び申し上げますとともに、御訂正いただきますようお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第24号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の17ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ34億9,928万5,000円と定めるものであります。

280ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、前年度比773万円減の7億8,485万5,000円を見込み、1節医療給付費分現年課税分から、283ページの6節までをそれぞれ計上しております。

2款1項1目保険給付費等交付金は、前年度比8,962万6,000円増の23億3,504万円を見込み、1節普通交付金を22億7,288万3,000円、2節特別交付金を6,215万7,000円それぞれ計上しており

ます。

4款1項1目一般会計繰入金は、前年度比720万円減の2億7,229万7,000円を見込み、主に保険基盤安定制度及び職員給与費等、一般会計からの繰入りを計上しております。

284ページをお願いいたします。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、国民健康保険支払準備基金からの繰入金として、前年度比876万円減の6,972万2,000円を見込んでおります。

288ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は、合計で5,856万7,000円を見込み、職員人件費のほか、国保事業の運営や国保税の賦課等に係る経費を計上しております。

290ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、合計で22億9,104万円を見込み、主な内訳として、1項1目一般被保険者療養給付費を19億7,023万4,000円、3目一般被保険者療養費を1,564万8,000円、5目審査支払手数料を553万7,000円、292ページをお願いし、2項1目一般被保険者高額療養費を2億8,080万1,000円、4項1目出産育児一時金を1,450万円それぞれ計上しております。

294ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金は、合計で10億8,723万9,000円を見込み、県が算定した本市分の納付金の確定額をそれぞれ計上しております。

4款保健事業費は合計で4,888万3,000円を見込み、主な事業として、特定健康診査等事業、297ページをお願いし、レセプト点検事業、健康診査費用助成事業及びデータヘルス計画策定など国保ヘルスアップ事業の実施に係る費用をそれぞれ計上しております。

298ページをお願いいたします。

7款諸支出金は、前年度に係る保険税還付金等を335万9,000円見込んでおります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第25号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書23ページをお願いいたします。

令和5年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,373万2,000円とするもので、前年度対比727万2,000円の増額となっております。

説明書の316ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けにより204万5,000円を見込み計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の4,167万4,000円は、土地取得費特別会計所有地の1,014平方メートルの処分を見込んで計上いたしております。

318ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なものは、12節委託料141万3,000円は、代替予定地等の用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。16節公有財産購入費4,070万7,000円は、土地売払処分に伴い代替予定地の取得957平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第26号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の29ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,402万円と定めるものであります。

予算説明書の326ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として前年度比172万3,000円増の3,170万7,000円を見込んでおります。

328ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項駐車場費は、前年度比374万円増の3,202万円を見込んでおります。

329ページの説明欄をお願いいたします。

1. 公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,695万5,000円を、使用料及び賃借料として、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として534万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第27号 令和5年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の35ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ29億7,813万7,000円と定めるもので、前年度対比2.8%、7,979万9,000円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ6,217万2,000円と定めるもので、前年度対比0.6%、38万円の減といたしております。

続きまして、予算説明書340、341ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比1.5%増の6億8,620万2,000円を見込んでおります。

次に、344、345ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やIT工房などの使用料が主なものであります。

3款国庫支出金、346、347ページをお願いいたしまして、4款の支払基金交付金、5款県支出金につきましては、保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

続きまして、348、349ページをお願いいたします。

7款の繰入金は、他会計繰入金と、350、351ページをお願いいたしまして、基金繰入金合わせまして4億7,946万円を計上いたしております。

9款諸収入の主なものといたしましては、352、353ページをお願いいたしまして、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げますので、354、355ページをお願いいたします。

1款の総務費は、職員5人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、356、357ページをお願いしまして、介護認定審査会及び介護認定調査、358、359ページをお願いしまして、介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2款保険給付費の1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として25億8,695万1,000円を計上いたしております。

続きまして、360、361ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3項では高額介護サービス費を、4項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

次に、362、363ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設へ入所した際に、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスとして係る経費の23%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費の1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、364、365ページをお願いいたしまして、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2項一般介護予防事業費では、宅老所などの指定管理料などのほか、366、367ページをお願いいたしまして、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業のほか、368、369ページをお願いいたしまして、権利擁護事業、在宅医療・介護連携推進事業に関する経費を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、392、393ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比3.2%の減の916万2,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものであります。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として5,299万5,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、394、395ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款サービス事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員8人分の人件費など6,217万2,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第28号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の43ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ5億9,144万4,000円と定めるものであります。

410ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、合計で4億7,210万5,000円を見込み、特別徴収に係る保険料として2億2,936万4,000円を、普通徴収に係る保険料として2億4,274万1,000円をそれぞれ計上しております。

3款繰入金は、1億1,326万7,000円を見込み、職員給与費等繰入金として3,574万1,000円を、保険料の軽減に伴う減収分を補うための保険基盤安定繰入金として7,752万6,000円をそれぞれ計上しております。

414ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款総務費は合計で3,575万円を見込み、職員人件費のほか後期高齢者医療推進事業及び保険

料徴収事業に係る事務的経費を計上しております。

416ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は5億4,964万4,000円を見込み、保険料負担金として4億7,211万8,000円を、保険基盤安定負担金として7,752万6,000円をそれぞれ計上しております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第29号 令和5年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算書及び説明書の3ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条の業務の予定量は、給水栓数2万1,458栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本年度の給水状況等を考慮し、521万立方メートルを予定いたしております。1日平均給水量1万4,235立方メートルは、年間総給水量を366日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,750万円、水道施設近代化工事として3億5,074万3,000円をそれぞれ予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は9億2,085万3,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等8億7,403万3,000円、第2項営業外費用で支払利息等2,984万6,000円、第4項で予備費を300万円として9億687万9,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設替工事を計画的に進めるとともに、老朽化した配水場の高浜配水場配水ポンプ設備更新工事を実施するための建設改良費として3億9,601万5,000円、企業債償還金を5,424万2,000円とし、資本的支出額を4億5,025万7,000円予定し、これら事業の財源として企業債及び負担金で資本的収入額を1億359万9,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億4,665万8,000円につきましては、減債積立金5,424万2,000円及び建設改良積立金5,000万円を取崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額でございまして、配水管布設替工事実施設計業務委託料1,500万円について限度額を定めるものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、水道施設整備事業に対して2,000万円の起債を予定するものでございます。

第7条から第10条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 令和5年度高浜市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業会計予算書及び説明書の3ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条の業務の予定量は、水洗化人口2万6,400人、年間総処理水量は289万5,469立方メートル、1日平均処理水量7,911立方メートルは、年間総処理水量を366日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として7億8,698万6,000円を予定し、施設整備を進めてまいります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益11億3,222万8,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、ストックマネジメント実施方針作成業務委託等8億9,359万9,000円、第2項営業外費用で支払利息等9,983万円、第4項予備費で予備費100万円としており、9億9,442万9,000円を予定いたしております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、令和6年度以降施工予定区域の実施設計、浜第2処理分区、港第1処理分区の管渠築造工事、水道管、ガス管、電気線、通信線の移転補償費、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金等11億4,497万9,000円、企業債償還金5億654万4,000円を予定し、これら事業の財源として、企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を13億5,116万4,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をします額3億35万9,000円につきましては、損益勘定留保資金等の内部資金で補填することといたしております。

4ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、下水道施設整備事業に対して8億3,250万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 日程第9 報告第1号及び報告第2号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、報告第1号 令和5年度高浜市土地開発公社の経営状

況について、その概要を御報告申し上げます。

事業計画及び予算書の2ページをお願いいたします。

令和5年度に実施しようとする事業といたしましては、市道港線関連事業に関する用地取得を2か所、令和元年度に取得した市道港線関連事業に関する用地1か所の処分を予定いたしております。新たに127平方メートルの用地を取得し、78平方メートルの用地を処分する計画といたしております。

次に、予算でございますが、4ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入、第1款事業収益は4,609万8,000円。内訳としましては、公有地取得事業収益と附帯等事業収益でありまして、公有地取得事業収益は公社所有地の処分に伴う売却収益、附帯等事業収益は不動産貸付等の収入でございます。

次に、第2款事業外収益は2,000円。内訳といたしましては、受取利息と雑収益でありまして、受取利息は定期預金及び普通預金の受取利息、雑収益は電柱の占用料でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

支出であります。第1款事業原価4,541万8,000円は、公社所有地の処分に伴う売却原価と不動産貸付に伴う公租公課の支出でございます。

第2款販売費及び一般管理費35万6,000円は、役員報酬及び法人市県民税が主な支出でございます。

第3款予備費1,000円は枠取りでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち、収入、第1款資本的収入は1億3,204万6,000円。内訳としましては、借入金と造成事業費用振替収入でありまして、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用の支出に対する借入金と、公社所有地の処分額を収益的から資本的に振り替える造成事業費用振替収入でございます。

支出といたしましては、第1款資本的支出は1億3,204万6,000円。内訳としては、公有地取得事業費と償還金であり、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理などに伴う費用を支出する公有地取得事業費と、公有地の処分に伴う借入金の償還金でございます。

次に、第5条、借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度として市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとし、利率につきましては借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び繰越金で1億4,988万7,000円を予定しており、支払資金は、附帯等事業原価、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で1億3,320万3,000円を予定しております。

次に、10ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1. 事業収益と2. 事業原価の差68万円が事業総利益となっており、その事業総利益から3. 販売費及び一般管理費35万6,000円を差し引いた32万4,000円が事業利益となっております。また、その事業利益に4. 事業外収益の2,000円を加算し、5. 予備費の1,000円を差し引いた32万5,000円が経常利益及び当期純利益となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部であります。1. 流動資産と2. 固定資産の合計5億2,514万4,000円が資産合計となり、負債の部としましては、1の固定負債4億4,564万6,000円が負債合計となっております。

資本の部としましては、1. 資本金と2. 準備金の合計7,949万8,000円が資本合計となっており、負債資本合計は、資産合計と同額の5億2,514万4,000円でございます。

以上で、令和5年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第2号 令和5年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の4ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和5年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理事業から9. 清掃サービス事業まで37事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、10. 物販・リース事業の3事業に取り組むことといたしております。

各事業の詳細につきましては、6ページから16ページまでの事業計画明細書のとおりでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億1,488万6,000円と2款営業外収入を合わせまして6億1,710万6,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億6,322万2,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億1,544万8,000円を予定いたしております。

収入との差引で165万8,000円の黒字を見込んでおります。

次に、19ページの貸借対照表をお願いいたします。

資産の部は、流動資産は、現金・預金、未収入金など3億2,076万7,000円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など175万5,000円、資産合計は3億2,252万2,000円を見込んでおります。

負債の部は、流動負債は、未払金、賞与引当金など5,870万9,000円、固定負債はゼロ円、負債合計は5,870万9,000円を見込んでおります。

純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億1,381万3,000円を合わせまして、純資産合計は2億6,381万3,000円を見込んでおります。

20ページの損益計算書をお願いいたします

売上高は5億6,037万6,000円を見込み、その内訳は22ページをお願いいたしまして、売上高明細書のとおりであります。

20ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億1,300万7,000円を見込み、その内訳は23ページをお願いいたしまして、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

再び20ページにお戻りをいただきまして、経常利益は233万4,000円を見込み、税引後の当期純利益は165万8,000円を見込むものであります。

最後に、21ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして2億1,381万3,000円を見込むものであります。

報告は以上のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） ただいまの報告第1号及び報告第2号は、報告事項ですので、御了承願います。

○議長（鈴木勝彦） 日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会の会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（鈴木勝彦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開は2月28日午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後1時30分散会
